(関連分野) 環境・低炭素

(事業の名称) 海岸環境改善運動

(関係省庁名) 農林水産省(農振局)、水産庁、国土交通省(港湾局)

事業の概要

(目的)

・ 海岸の漂着ゴミ・流木の除去・処分及び海岸におけるゴミ・流木の漂着状況のモニタリング・状況調査により、海岸の環境の保全・改善、海岸保全施設の機能維持を図るとともに、 地域の雇用創出を図る。

(事業内容)

- ・ 海岸管理者である都道府県及び市町村が実施主体となって、地域住民等の協力を得て、 海岸漂着ゴミ・流木の除去・処分を行う。また、実施主体は、ゴミ・流木の漂着を把握す るためのモニタリング調査及び漂着ゴミ・流木の除去・処分を通し、効率的な環境改善 運動の構築を図る。なお、委託事業の構成は以下のとおり。
 - (1) 海岸漂着ゴミ·流木の除去:目安として1海岸程度あたり地域住民等80名(×5回/月×6ヶ月)
 - (2) 漂流漂着ゴミの処分
 - (3) ゴミ・流木の漂着状況のモニタリング・状況調査、効率的な海岸環境改善運動の検討

(関係者の役割)

- ・海岸管理者:実施主体(委託事業の実施、報告)
- ・受託者:民間組織、NPO等を想定(事業の受託)
- ・国:事業運営等に関する相談・助言

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)制度改正:特になし

(期待される効果)

定性的効果

- ① 海岸環境の美化:海岸に漂着する漂着ゴミ・流木の除去により、海岸環境が改善される。
- ② 海岸保全施設の機能維持:海岸保全施設の機能低下を及ぼす漂着ゴミ・流木の除去が可能となる。
- ③ 雇用創出:ゴミ等除去作業に一定期間内の住民の有償での協力を求め、また、地域のNPO等が受託者となるため、雇用創出につながる。

(先行事例) 特に無し。

(期間後の取扱い)

海岸管理者は、当該活動を通じて構築した海岸環境改善運動を定期的に実施。

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省港湾局海岸・防災課 課長補佐 宮津 / 係長 前田 電話番号:03-5253-8688 / ファックス:03-5253-1654